

今回は、令和3年度以降の制度見直しに伴う、内容変更を確認していきます。

健康保険料率の改定

3月分（4月納付分）より健康保険料、介護保険料の料率が以下の通り、改定されます。

東京都：9.84% 神奈川県：9.99% 大阪府：10.29%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.80%）が加わります。

小学校休業等対応助成金 支給対象期間および申請期限、支給限度額の変更

「小学校休業等対応助成金」は新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校などの臨時休業などで仕事を休まざるをえなくなった保護者に対して有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主へ支給される助成金です。年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は助成金の対象になります（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要）。

その場合でも、申請期限は下記のとおりとなっていますので、ご注意ください。

■支給対象期間および申請期限

- ・ 令和3年1月1日から同年3月1日までの休暇取得分
⇒ 令和3年1月1日から同年6月30日まで申請受付

■ 5、6月は1人1日あたりの支給上限が縮減されます。 11,000円 → 8,800円

雇用調整助成金 特例措置の縮減

雇用調整助成金の特例措置は4/30まで延長されています。

≪特例措置（緊急対応期間～4/30）の主な内容≫

- ◆1人1日あたりの支給上限額 8,330円 → 15,000円
- ◆解雇等を行わなかった場合の助成率の引き上げ 大 3/4 中小 10/10

今後 5/1～6/30 までは一定の要件の元、特例措置が縮減される予定です。

- ◆1人1日あたりの支給上限額 13,500円
- ◆解雇等を行わなかった場合の助成率の引き上げ 大 3/4 中小 9/10

※ただし、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主は引き続き引き続き特例措置の内容で申請が可能。

※支給対象期間が1日でも緊急対応期間を含んでいれば、4/30以前の特例措置の内容で申

請が可能です。

例) 賃金締め切り日が毎月 20 日、解雇等なし、中小企業、支給対象期間が 4/21~5/20 の場合→上限は 15,000 円、支給割合は 10/10

キャリアアップ助成金 変更点の概要

以下の内容は 4 月 1 日以降に取り組みを実施した場合に適用されます。

■正社員化コース（有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合）

【現行】

正規雇用等へ転換等した際、転換等前の 6 か月と転換後の 6 か月の賃金を比較して、以下のアまたはイのいずれかが 5%以上増額していること。

ア 基本給および定額で支給されている諸手当（賞与を除く）を含む賃金の総額

イ 基本給、定額で支給されている諸手当および賞与を含む賃金総額（転換後の基本給および定額で支給されている諸手当の合計額を、転換前と比較して低下させないこと）

【新要件】

正規雇用等へ転換等した際、転換等前の 6 か月と転換後の 6 か月の賃金（※）を比較して 3%以上増額していること。

※基本給および定額で支給されている諸手当を含む総額であり、賞与は含めないこと。

■正社員化コース 各種加算措置（1 人当たり、中小企業の場合）

【現行】

(1) 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28 万 5,000 円

(2) 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合 95,000 円

(3) 若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35 歳未満の者を転換等した場合 95,000 円

(4) 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合 < 1 事業所当たり 1 回のみ > 95,000 円

【加算措置の変更】

上記加算措置のうち、(3)を廃止。(4)の対象として新たに短時間正社員制度が追加されま

す。
なお、その他の助成金等につきまして、ご不明な点がございましたら担当までご連絡ください。

漆田 麻紀